

# 川西市制70周年記念協賛事業コンテスト実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川西市制70周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という）のうち特に川西市制70周年記念の気運の醸成に貢献したものを選出するコンテスト（以下「協賛事業コンテスト」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (対象事業)

第2条 協賛事業の申請を行い、承認を受けた事業。

## (応募方法)

第3条 協賛事業コンテストに応募しようとする事業者は、令和6年12月13日（金）までに、川西市制70周年記念協賛事業承認申請書（川西市制70周年記念協賛事業募集要綱第3条様式第1号）のコンテスト参加希望欄にチェックすることにより応募しなければならない。協賛事業申請フォームから申請する場合においても同様とする。ただし、事業の代表者が未成年の場合は保護者の同意を得た上で応募すること。

## (選考方法)

第4条 協賛事業コンテストの選考は、一般投票によるものとする。

2 協賛事業コンテストは、令和7年1月に実施する。

3 当該応募のあった協賛事業のうち特に優秀と認めるものを最優秀賞及び優秀賞として選考し、表彰状と副賞を贈呈するものとする。副賞は、予算の範囲内で賞金または記念品を贈呈するものとする。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1. この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
2. この要綱は、令和7年3月31日限り、効力を失う。